

～ 活動報告 ～

平成 22 年度国際協力部インターンシップ

国際協力部教官

森 永 太 郎

国際協力部では、昨年度も、恒例の学生向けインターンシップを計 3 回実施した。平成 21 年度も 3 回実施しており、いずれも人事院の行う「霞が関インターンシップ」の一環として実施されたものであったが、昨年度は、夏季の 2 回が法務省独自のもので、冬季（とは言っても 3 月であったが）の 1 回が人事院の実施するものとなった。

例年どおり、いずれも期間は 5 日ないし 6 日間で、東京又は大阪で実施した法整備支援対象国向けの本邦研修と組み合わせで行い、あらかじめ出しておいた課題についてレポートを提出させた。実施目的も従来どおりで、参加する学生に国際協力部教官の業務の一部を擬似体験させることにより、法制度整備支援業務に対する理解を深めてもらうとともに、外国の法制度や法概念に触れることによって、法制度やその運用に関し、幅広い視野と柔軟な思考を身に着けてもらうことにある。

最後に実施した東京でのインターンシップは、東日本大震災の発生直後の時期であったため、その影響を若干受けたが、概ね予定どおり行われ、所期の目的は達したと思われる。昨年度のインターンシップについては、本誌上で未だ報告していなかったもので、本号でまとめて紹介することとする。

1 法務省インターンシップ（大阪）

- (1) 実施期間 平成 22 年 8 月 9 日(月)～13 日(金)
- (2) 実習場所 大阪中之島合同庁舎内・法務省法務総合研究所国際協力部

名古屋大学法政国際教育協力センター (CALE)

(3) インターン生 (11 名)

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 名古屋大学法科大学院 | 松田 志野 |
| ② 一橋大学法科大学院 | 遠藤 千尋 |
| ③ 中央大学法学部 | 宮崎 みなみ |
| ④ 神戸大学大学院国際協力研究科 | 西村 悠己 |
| ⑤ 京都大学法学部 | 遠藤 理恵 |
| ⑥ 日本大学経済学部 | 鈴木 志歩 |
| ⑦ 大阪大学大学院国際公共政策研究科 | 内田 敦美 |
| ⑧ 関西学院大学法科大学院 | 忽那 嘉和 |
| ⑨ 近畿大学法学部 | 坂口 侑希 |
| ⑩ 同 | 永田 千尋 |
| ⑪ 慶應義塾大学法学部 | 小出 真理子 |

(4) 日程 別添日程表参照

(5) 実習内容

① 講義

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

② 東ティモール立法能力強化研修傍聴¹

③ CALE サマースクール参加

(6) 課題

「東ティモール本邦研修における討議を傍聴し、合

¹ この本邦研修の内容については本誌 45 号 147 頁を参照されたい。

計 2,000 字以内で、①東ティモールにおいて未発達と思われる、あるいは誤解されていると思われる法概念又は法律上の基本原則を一つ指摘し、②どのような議論あるいは発言を聞いたことでその結論に達したのか、その思考過程を明らかにし、③その概念が発達しないと、今後の東ティモールの法制度の発展にいかなる影響がありうるかについて述べよ。」

(7) 実施結果・所感

法務省インターンシップは、法科大学院生ばかりでなく、他の大学院や学部の学生も受け入れていることもあり、多数の参加希望者があった。選考に当たっては、これらのインターン生を、大阪でのインターンシップと東京でのインターンシップに振り分ける必要があった。学生の中には、東京および大阪のいずれでも参加可能である者と、いずれかでしか参加できない者がいたほか、東京でのネパール向け本邦研修は、すべて通訳を介さずに英語で実施されるため、これを傍聴する学生は相当程度の英語の理解力がないと議論についていけないおそれがあるなどの事情もあった。さらに、教室の座席数なども考慮する必要があったことから、結局、大阪セッションに 11 名、東京セッションに 5 名を参加させることとなった。国際協力部としては、意欲のある学生はなるべく参加できるよう最大限の配慮をしたが、結局参加できなかった学生がでたことは少々残念であった。また、大阪での東ティモール向け本邦研修は、先方からの招へい者が 2 名という小規模なものであったにも関わらず、11 名ものインターン生を参加させたことにより、東ティモール側研修員に若干の圧迫感を与えてしまったことは、反省事項として残った。

しかし、インターンシップの所期の目的は達成したと考える。東ティモール向けの今回の本邦研修は、前年に実施した研修のいわば続きとして実施されたもので、インターン生が傍聴した部分は主として東ティモールにおいて起草中の「逃亡犯罪人引渡法」の草案についての討論であった。それでも、インターン生はいずれも、法理論が発達しておらず、法律

に関する情報も非常に少ない開発途上国における立法作業がいかに困難を極めるか、そして、それを支援する国際協力部教官あるいは JICA 長期専門家などの業務が、いかに地道で忍耐を要する業務であるかを十分理解したようである。それとともに、日本側と東ティモール側とのやりとりのなかで、今後法律家を目指すのであれば必ず理解していなければならない基本的な法概念について改めて学んだようである。

また、期間中、偶々名古屋大学 CALE で開催されていた法整備支援に関する学生向けのサマースクールにも、名古屋大学側のご厚意で参加する機会を得て、大いに刺激となったようであった。

2 法務省インターンシップ (東京)

- (1) 実施期間 平成 22 年 8 月 18 日(水)～24 日(火)
- (2) 実習場所 法務省法務総合研究所本所(法務省赤れんが棟)

JICA 東京研修センター

- (3) インターン生 (5 名)
 - ① 中央大学法学部 井上 峻
 - ② 慶應義塾大学法科大学院 平澤 梨奈
 - ③ 京都大学法学部 坪田 将明
 - ④ 明治学院大学法務職研究科 齊藤 愛
 - ⑤ 慶應義塾大学法学部 高橋 功
- (4) 日程 別添日程表参照
- (5) 実習内容

① 講義

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法整備支援実務に関する講義を実施した。

② ネパール「民法及び関連法セミナー」本邦研修傍聴²

(6) 課題

「ネパール民法及び関連法本邦研修における討議を傍聴し、合計 2,000 字以内で、①ネパールの民事実

² この本邦研修の内容については本誌 45 号 142 頁を参照されたい。

体法上、未発達と思われる、あるいは誤解されていると思われる法概念あるいは法律上の基本原則を一つ指摘し、②どのような議論あるいは発言を聞いたことでその結論に達したのか、その思考過程を明らかにし、③その概念あるいは基本原則が確立しないと、今後のネパールの市民生活あるいは企業活動にいかなる影響がありうるかについて述べよ。」

(7) 実施結果・所感

このセッションのいわば「目玉」であるネパール向けの本邦研修は、ネパール最高裁判所キル・ラジ・レグミ判事 (Honorable Justice Khil Raj Regmi) 率いる「民法法改革改善タスクフォース」のメンバーと日本側の民法学者らとの間で、起草作業が大詰めを迎えていたネパールの民法草案の内容に関わる討議を行うという、かなり高度な内容のものであった上、セッションのすべてが英語で実施されたため、インターン生にとってはかなりハードな実習だったと思われる。テーマが民法であり、学生にとってはいわば身近な法律が対象であったとはいえ、ネパールは、その法制度が強い英米法の影響を受けており、学生が聞いたこともないであろう概念もかなり出てきた上、英語の法律用語 (しかも、場合によってはネパール流に解釈されあるいはアレンジされた用語) が飛び交うので、少々気の毒ではあった。

しかし、学生は、互いに協力し合いながら (英語の能力の高い学生が、やや劣る学生に分からないところを丁寧に説明してやるなど)、筆者が想像していた以上に議論の内容をよく把握していたことが、後日学生らが提出してくれた課題レポートから明らかになった。学生はやはり彼我の制度や概念、思考様式の違いに驚いたようで、そのことが、逆に自国の制度を見つめ直す格好のブレインストーミングの機会になったと思われる。

大阪での東ティモール向けの研修を傍聴するのと、東京でのネパール向けの研修を傍聴するのでは、学ぶものが大きく異なるといってよいであろう。東ティモールもネパールもいわゆる「ポスト・コンフ

リクト」の平和構築の途上にある国家で、その点では共通するものがあるが、東ティモールは、独立後間もない国家で、その歴史的経緯から法制度そのものが未だ発達途上にあるといわざるを得ない状態にあり、司法を含めた国家機関もいわばゼロに近いところから建設途中であるため、研修内容も初歩的なものである。これに対し、ネパールは王政時代に一通りの法・司法制度がそれなりに確立していて、それが武力紛争により崩れかけているのを民主化の流れの中で再整備して行くものであって、元々の土台があるため、法理論・法的知識の蓄積はかなりの高度のレベルにあり、司法機関も相当程度の権威を持っていることなどから研修内容も高度なものとなるのである。しかし、いずれの研修でも学生は多くのことを学んだはずである。おそらく、東ティモールの研修を傍聴した学生は、法制度を一から構築しなければならぬ国の苦労を垣間見ることができるとともに、高度な法教育を受けていない人々に、これから必要となるであろう法理論や法概念をどのようにして説明し、理解してもらうか、そのためには説明をする側がどのような能力を身に付けていなければならないか、ということ学んだのではないかとと思われる。一方、ネパールの研修を傍聴した学生は、彼我の法制度やその根底になる発想や価値観の違いがあっても、社会・国民に奉仕する法制度が共通して備えるべきものが何であるかを考える機会を得たのではないかと考える。むしろ、いずれも法整備支援の専門家であっても絶えず自問自答する困難な課題であって、学生がわずか数日間の研修傍聴ですべてを学ぶなどということはおよそ期待するほうが間違っているが、それでもそのきっかけのようなものはつかんでもらえたのではないだろうか。

3 人事院「霞が関法科大学院インターンシップ」(東京)

- (1) 実施期間 平成 23 年 3 月 14 日(月)～18 日(金)
- (2) 実習場所 法務省法務総合研究所本所(法務省赤れんが棟)

JICA 東京研修センター

(3) インターン生 (7名)

- ① 慶應義塾大学法科大学院 井上 悠 梨
- ② 同 林 通 嗣
- ③ 東京大学法科大学院 永 津 隆 子
- ④ 東京大学法学政治学研究科 野 添 美 希
- ⑤ 法政大学法科大学院 濱 田 みどり
- ⑥ 明治大学法科大学院 中 村 美奈子
- ⑦ 慶應義塾大学法学部

堀 井 穂 子 (オブザーバー参加)

(4) 日程 別添日程表参照

(5) 実習内容

① 講義

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、ラオスの法司法制度とその現状や法整備支援実務に関する講義を実施した。

② ラオス法律人材育成本邦研修「民法教材草稿検討会」傍聴³

(6) 課題

「ラオス民法教材草稿検討会における日本側とラオス側の議論を傍聴し、計2,000字以内で、①ラオスにおいて未発達と思われる民事法上の基本的な概念を一つだけ指摘し、②どのような議論のやりとり注目してそのように考えたのか、その議論の内容を簡単に説明し、③その概念が発達しないと、将来のラオスの民事法の発展にどのような支障が生じるかを述べよ。」

(7) 実施結果・所感

地震やインフルエンザの影響で一部の講義あるいはセッションを欠席せざるを得なかった学生もいたが(もっとも、遠路自宅から自転車で通ってきたツワモノもいた)、後に提出してもらった課題レポートを読んだ限りでは、さしたる影響はなく、学生はいずれも十分な学習をしたようである。もっとも、傍聴したラオス向けの研修の内容は、民法の基本的な

論点に関するものが多く、本年度のインターンシップの中では最もなじみやすいものだったかもしれない(その代わりに、課題設定が少々意地悪だったかとも思うが、さすがに法科大学院生がほとんどであったこともあり、なかなか出来は良かった)。

東ティモールやネパールと異なり、ラオスは社会主義国であるため、学生にもラオスの法制が我が国の法制との間、そして彼我の発想・思考様式に、統治体制・社会体制の違いによる際立った差異違いがあることがよく理解できたのではないと思われる。そして、学生は、ラオスと日本が同じ大陸法系に属する民法を持ち、似通った条文あるいは制度を持つてはいても、背後にある発想や社会・文化的な要素によって、それらについての理解がいかにより異なるかということをも十分に学んだようである。それとともに、このインターンシップでも、法律という分野での異文化コミュニケーションの難しさや、自国の制度を他国の人に説明するにはどのような知識や能力が必要なのかについて理解が進んだようであり、多くの学生が「外国法のこと、試験勉強にはあまり役に立たないと思っていたが、そうではなく、外国の制度と比較することによって日本法がどのようなものであるのかということが良く分かり、とても勉強になった」との感想を寄せてくれた。

3回のインターンシップのいずれについても、法整備支援活動を理解してもらおうとともに、ブレンストーミングによって硬直化した思考を柔軟なものとし、今後の学習に役立ててもらおうという国際協力部インターンシップの目的はなんとか果たされたと思われる。

国際協力部では、今後もこのようなインターンシップを継続することが、法整備支援への理解を広めることだけでなく、我が国に柔軟な思考と広い視野をもった感性豊かな法律家が多数育つことの一助となれば、と考えている。今後も志ある学生諸君の奮っての参加を期待したい。

³ この本邦研修については本号194頁を参照されたい。

2010年度法務省インターンシップ 日程表
(2010年8月9日(月)～13日(金))

(主任教官: 森永太郎 事務担当専門官: 権瓶由佳里, 江口佐枝子)

日 曜	午前		午後	
8 月 9	10:00 オリエンテーション (実習の狙い及び実習課題に関する説明など) 森永教官 2階国際会議室	11:00 講義 「日本の法制度整備支援」 森永教官 2階国際会議室	14:00 講義 「国際協力部の活動」 森永教官 2階国際会議室	15:45 講義 「東ティモール法制度整備支援の経緯と現状」 森永教官 2階国際会議室
8 火 10	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 研修員発表「東ティモール違法薬物取引取締法案及び逃亡犯罪人引渡法案起草の進捗状況と問題点」 森永教官 2階国際会議室		14:00 東ティモール本邦研修傍聴 研修員発表に基づく検討会 森永教官 2階国際会議室	
8 水 11	名古屋へ移動 10:30 名古屋大学CALEサマースクール参加 名古屋大学 国際開発研究科6階第一会議室		13:15 名古屋大学CALEサマースクール参加 名古屋大学 法学研究科第一講義室 名古屋から帰阪	
8 木 12	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永教官・松原教官 2階国際会議室		14:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永教官・松原教官 2階国際会議室	
8 金 13	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「裁判外紛争解決の仕組み」 角田弁護士 2階国際会議室		14:00 総括質疑応答 森永教官 2階国際会議室	

2010年度法務省インターンシップ日程
(2010年8月18日(水)~24日(火))

(主任教官:森永太郎 事務担当:権瓶由佳里・江口佐枝子・守安裕)

日	曜	午前	午後
8 /	水 18	10:00 オリエンテーション・法総研国際協力部の業務説明 森永 法総研第1セミナー室	14:00 講義 「ネパール法制度の現状」 森永 法総研第1セミナー室
8 /	木 19	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室
8 /	金 20	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室
8 /	土 21	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC
8 /	日 22		
8 /	月 23	10:00 講義 「日本の法制度整備支援・現状と課題」 森永 法総研第1セミナー室	14:00 課題検討会 森永 法総研第1セミナー室
8 /	火 24	10:00 課題検討会 森永 法総研第1セミナー室	14:00 総括質疑応答 森永 法総研第1セミナー室

平成22年度後期国際協力部法科大学院インターンシップ日程

[主任教官: 森永教官 事務担当: 権瓶統括専門官]

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
3 / 月 14		オリエンテーション・講義 「実習の概要と目的」 「国際協力部の業務概要」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	講義 「ラオス法整備支援プロジェクトの概要」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 火 15		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会①（物権・不動産） JICA東京センター（幡ヶ谷）	ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会②（物権・動産） JICA東京センター（幡ヶ谷）	
3 / 水 16		講義 「ラオス以外の国々の法発展状況と日本の法整備支援について」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会③（担保物権） 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 木 17		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会⑤（不法行為） JICA東京センター（幡ヶ谷）	講義 「開発援助としての法整備支援が直面する課題」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 金 18		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会④（契約） JICA東京センター（幡ヶ谷）	総括質疑応答 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	